

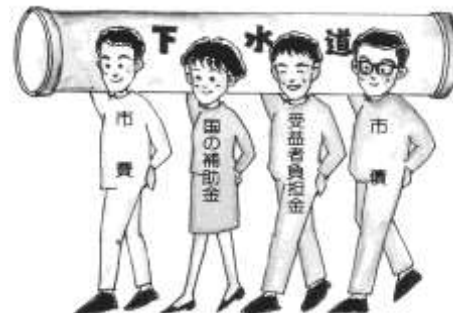
公共下水道整備をささえる受益者負担金

住みよいくらしを生み出す公共下水道を整備するには、多額の費用がかかります。この費用は、国の補助金や市債という借入金、みなさまが納められた税金などの市費、そして、公共下水道の利益を受ける人が負担する「受益者負担金」によってまかなわれています。

◆ 受益者負担金とは

下水道は、道路や公園など一般の公共施設とはちがい、利用できるようになる地域が限られています。限られた地域の下水道のために一般の人が納めた市税等の税金だけを使うと、下水道を利用できない人にとっては公平ではありません。

そこで、下水道の利益を受ける人たちに整備費の一部を負担していただき、より一層の整備促進につなげようというのが、「受益者負担金」の制度です。（都市計画法第75条）



◆ 受益者は 申告で決定

公共下水道の整備が終わった地域から順番に、それぞれの土地（公共汚水柵が設置されていない土地も含まれます。）に対して一度だけ受益者負担金を賦課（請求）していきます。

負担金を納める人を「受益者」といいますが、原則として、公共下水道が整備された地域の土地の所有者です。なお、協議により借家人などの権利者も受益者となることができます。

受益者や受益面積などは申告に基づいて決定します。あらかじめ公簿で調べてから、その年に賦課される土地の所有者に宛てて、5月に、地番や面積を記入した「公共下水道事業受益者申告書」を郵送します。内容を確認して負担金を納める人が署名して提出してください。

※賦課された後で、売買などで所有者が変わったときは、「公共下水道事業受益者異動申告書」の提出により受益者（負担金を納める人）を変更することができます。新旧の所有者双方がご了承のうえで、希望される場合は下水道課までお知らせください。

◆ 納める金額は

土地の広さと、市条例で定められた負担区及び単位負担金額によって決まります。

$$\text{受益者負担金総額} = \text{単位負担金額} \times \text{土地の面積(m}^2\text{)}$$

（例）第7負担区（単位負担金額 420 円/m²）に 330 m²（約 100 坪）をお持ちの場合、

$$420 \text{ 円} \times 330 \text{ m}^2 = 138,600 \text{ 円} \Rightarrow \text{負担金総額 } 138,600 \text{ 円}$$

◆ 納付の方法は

8月上旬に納入通知書を送付しますので、金融機関窓口または口座振替で、年4期×5年、計20回に分けて納付してください。

◎お得な一括納付を、ぜひご利用ください。

各年の第1期納期限（8月末日）までに、1年分または残りの全額をまとめて納付すると、前納年度に応じて「**報奨金**」の交付＝**割引**があります。（第1期分は計算の対象外です。）

| 期別 | 納期限 |
|-----|--------|
| 第1期 | 8月末日 |
| 第2期 | 10月末日 |
| 第3期 | 12月28日 |
| 第4期 | 2月末日 |

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 前納年度 | 5年分 | 4年分 | 3年分 | 2年分 | 1年分 |
| 報奨金の率 | 20% | 16% | 12% | 8% | 4% |

（例）負担金 138,600 円を一括で全納（初年度の8月中に全額納付）すると・・・

$$\text{割引額 } 26,200 \text{ 円} \quad (138,600 \text{ 円} - \text{第1期分 } 7,500 \text{ 円}) \times 20\% \Rightarrow \text{支払額 } 112,400 \text{ 円}$$

※口座振替は期別ごとに行いますので、一括納付による報奨金の交付＝割引はありません。

◆ 負担金の減免と徴収猶予

受益者負担金は、公共下水道が整備された全ての土地に賦課されますが、その土地または受益者の状況により、「減免」（支払義務を免除または負担金額を減額）したり、「徴収猶予」（負担金の請求を先送り）する場合があります。それぞれ、受益者からの申請が必要です。

- (1) 減免・・・公共性の高い私道、墓地、境内地、社会福祉施設、自治会施設など
 ※減免の率は、減免事由によって定められています。
- (2) 徴収猶予・・・登記地目及び現況が宅地以外である土地など、受益者の状況が下記の事由にあてはまる場合

受益者負担金の徴収猶予基準

| 事 由 | 徴 収 猶 予 の 期 間 | 摘 要 |
|------------------|--|--------------------------|
| 農地 | 農地法第4条及び第5条に規定する許可があった日までの期間又は宅地化するまでの期間 | すでに許可済のものは、その転用目的の地目とする。 |
| 山林・原野・雑種地等 | 宅地として使用又は使用できる状況に転用するまでの期間 | |
| 災害・盗難・その他の事故 | その程度に応じて3年以内 | 消防署・警察署のり災証明書等が取得できるもの |
| 係争地 | 受益者の決定（判定）までの期間 | 訴状の写し等その事実を証する書類を添付すること |
| 生活保護法に規定する被保護者 | 生活保護法による適用期間 | |
| 実状により市長が必要と認める場合 | 市長が必要と認める期間 | |

※ 農地を宅地にした場合など、猶予する理由がなくなったときは、すみやかに下水道課へ届出てください。猶予決定時に決めた負担金額を請求します。

※ 猶予されている土地の所有者が変わった場合にも、下水道課への届出が必要です。

お問い合わせは 下記までご連絡ください

境港市建設部下水道課

〒684-8501 境港市上道町3000番地

排水設備工事・融資・公共下水道使用料・受益者負担金についてのお問い合わせは



普及係（0859-47-1118）